

船舶事故調査報告書

令和8年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年8月31日 06時30分頃
発生場所	愛知県南知多町日間賀島北東方沖 日間賀港第19号防波堤西灯台から真方位036° 1,530m付近 (概位 北緯34° 42.8′ 東経137° 01.2′)
事故の概要	プレジャーボート シヴァーは、南東進中、暗岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年9月18日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート シヴァー、5トン未満（長さ7.25m）
船舶番号、船舶所有者等	235-19474愛知、有限会社浅尾組
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	推進器翼の脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人（以下「同乗者」という。）を乗せ、愛知県田原市伊良湖岬沖の釣り場に向け、同県半田市亀崎町にある係船場所を出航した。喫水は、船首約1.0m、船尾約1.5mであった。</p> <p>船長は、同乗者1人を隣で見張りに当たらせ、もう1人の同乗者は操縦席の後ろに座らせていた。</p> <p>船長は、本船が日間賀島北北東方沖を南東進中、GPSプロッターを見て水深が約9mであることを確認し、その後、同島北東方沖において、船首方に岩場があることを目視で確認した。</p> <p>船長は、目視で見える岩場の他に航行の支障となるものはないと思い、手動操舵で操船を続けていたところ、本船は船体に衝撃が生じて停止した。（図1参照）</p>



図1 事故発生場所概略図（海図W1051部分）

船長は、海面下をのぞいて本船が暗岩に乗り揚げたことに気づき、機関を使用して暗岩からの脱出を試みたが脱出できなかったため航行不能と判断し、118番通報した。

本船は、来援した巡視艇に引き出され、半田市の造船所にえい航された。

船長は、航行予定海域を本船で安全に通航した経験があったので、出航前に当該海域の水路調査を実施しておらず、暗岩の存在を知らなかった。

運輸安全委員会の船舶事故ハザードマップ*1には、事故発生場所付近に次のとおり注意喚起情報が掲載されている。

小型船の乗揚事故が多発！

日間賀島（ひまかじま）及び佐久島周辺海域では、暗礁、岩礁及び干出岩が点在する浅所が広がっているため、以下のことに注意しましょう。

- ・発行前に水路図誌などで浅所の位置を確認しましょう。
- ・GPSプロッターなどを活用して船位を確認しましょう。
- ・危険な浅所からは、十分な距離を保って航行しましょう。

<p>分析</p>	<p>本船は、日間賀島北東方沖を南東進中、船長が、GPSプロッターで船位の確認を行っていなかったことから、暗岩の存在に気付かず、暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本船で安全に通航した経験のある海域であったことから、事前に水路調査を行わず、また、GPSプロッターで水深を確認せずに操船していたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、船長が、事前の水路調査を行っていない状態で、本船が日間賀島北東方沖を南東進中、GPSプロッターで船位の確認を行っ</p>

*1 「船舶事故ハザードマップ」とは、船舶事故や航行安全に関する情報を世界地図上に表示させる運輸安全委員会によるインターネットサービスをいう。URL: <https://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/>

	<p>ていなかったため、暗岩の存在に気付かず、本船が暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、GPSプロッター等の航海計器を有効に使用して水深を確認しながら操船すること。・ 船長は、事前に海図等で水路調査を行い、航行予定区域の注意喚起情報等を確認するなど、障害物の位置を把握しておくこと。